

議案第16号

三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年3月4日

三朝町長 松 浦 弘 幸

三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三朝町職員の給与に関する条例（昭和28年三朝町条例第25号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（期末手当） 第19条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の67.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 4～6 略	（期末手当） 第19条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の72.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 4～6 略

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の三朝町職員の給与に関する条例第19条第2項及び第3項並びに三朝町職員の給与に関する条例第19条第4項から第6項まで又は第24条第1項から第3項まで若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
- (1) 再任用職員以外の職員 127.5分の15
 - (2) 再任用職員 72.5分の10